○国土交通省告示第八百八十二号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十八の規定により次の船舶職員養成施設を登録したので、同法第十七条の十九において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十一年八月六日

国土交通大臣　金子　一義

一（一）　登録年月日　平成二十一年七月二十三日
（二）　登録番号　第六十号
（三）　登録船舶職員養成施設の名称　財団法人尾道海技学院専修学校日本海洋技術専門学校
（四）　住所　広島県尾道市栗原東二丁目18番43号
（五）　代表者の氏名　村瀬　保文
（六）　登録船舶職員養成事務を行う事務所の名称及び所在地並びに登録船舶職員養成施設の種類及び区分

登録船舶職員養成事務を行う事務所の名称及び所在地	登録船舶職員養成施設の種類及び区分
財団法人尾道海技学院専修学校日本海洋技術専門学校航海当直資格専攻、航海士資格専攻、短期航海当直資格別科 広島県尾道市栗原東二丁目18番43号	六級海技士（航海）第一種養成施設

○国土交通省告示第八百八十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月六日

国土交通大臣　金子　一義

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1035	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「勝どき駅前地区第一種市街地再開発事業施設建築物」の構造方法に応じて評価する方法	一―四　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	株式会社大林組	大阪府大阪市中央区北浜東4番33号	平成21年7月29日
1036	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）明TT計画」の構造方法に応じて評価する方法	一―四　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	東京建物株式会社 東武鉄道株式会社	東京都中央区八重洲一丁目9番9号 東京都墨田区押上一丁目1番2号	平成21年7月29日
1037	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「牧志・安里地区第一種市街地再開発事業　南敷地　施設建築物（西棟）」の構造方法に応じて評価する方法	一―四　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	牧志・安里地区市街地再開発組合	沖縄県那覇市安里二丁目3番8号	平成21年7月29日
1038	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「西小倉駅前第一地区第一種市街地再開発事業施設建築物」の構造方法に応じて評価する方法	一―四　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	西小倉駅前第一地区市街地再開発組合	福岡県北九州市小倉北区室町二丁目6番1号	平成21年7月29日

○東北地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月六日

東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　六号
(三)　道路の区域

区間　いわき市勿来町関田御城前九八番三九から同市勿来町関田御城前三一番一まで

変更前　敷地の幅員　延長　前後　一〇・四〇～二一・〇〇メートル　一二・〇〇～二六・〇〇キロメートル

変更後　敷地の幅員　延長　前後　一〇・四〇～二一・〇〇メートル　一二・〇〇～二六・二三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○関東地方整備局告示第二百六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月六日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十九号
(三)　道路の区域

区間　塩尻市大字広丘野村字六九一六五一番二から同市広丘吉田字道東九八三番一まで

変更前　敷地の幅員　延長　前後　一〇・四九～三二・八一メートル　三〇・〇〇～三五・〇八キロメートル

変更後　敷地の幅員　延長　前後　一〇・四〇～二一・〇〇メートル　三〇・〇〇～三五・〇八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第二百七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月六日

関東地方整備局長　菊川　滋

供用開始の区間　図面縦覧場所

路線名　十九号　塩尻市大字広丘野村字上町一六九五番五から同市大字広丘野村字新田浦一七五〇番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月六日

○関東地方整備局告示第二百七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月六日

関東地方整備局長　菊川　滋

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十七号
(三)　道路の区域

区間　沼田市下川田町字五反田八三三番一から同市井土上町字内河原六七番一地先まで

変更前　敷地の幅員　延長　前後　二五・〇〇～一五〇・〇〇メートル　二五・〇〇～一一五・〇〇　三・七六五キロメートル

変更後　敷地の幅員　延長　前後　二五・〇〇～一五〇・〇〇メートル　二五・〇〇～一一五・〇〇　三・七六五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所